

2024年3月6日

各位

会社名 株式会社 ソラコム
代表者名 代表取締役社長 玉川 憲
(コード番号: 147A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 C F O 五十嵐 知子
(TEL 050-3171-7091)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2024年2月20日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2024年3月6日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金697円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 3,299,458,600円
- (3) 仮条件 820円から870円
- (4) 仮条件の決定理由 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金697円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 1,129,627,900円

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、みずほ証券株式会社に対して販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	アセットマネジメント One 株式会社が運用する下記ファンド <ul style="list-style-type: none"> ・DIAM 新興市場日本株ファンド ・DIAM 新興企業日本株ファンド ・DIAM 新興企業日本株オープン米ドル型 ・未来変革日本株ファンド ・日本厳選中小型株ファンド ・新興企業日本株ファンド（資産成長型） ・DIAM 成長株オープン・マザーファンド
	所在地	該当事項はありません。
	組成目的	投資信託及び投資法人に関する法律等に基づく委託者指図型投資信託であり、受益者のための利殖を目的としております。
	業務執行組員又はこれに類する者	名称 アセットマネジメント One 株式会社 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号 鉄鋼ビルディング 代表者 杉原 規之
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、1,219,500 株を上限として、2024 年 3 月 14 日（売出価格決定日）に決定される予定です。）	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
g. 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

a. 親引け先の概要	名称	WiL Ventures III, L.P.
	所在地	636 WAVERLEY ST, SUITE 100, PALO ALTO, CALIFORNIA 94301 U.S.A.
	組成目的	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	業務執行組員又はこれに類する者	名称 WiL GP III, L.P. 所在地 636 WAVERLEY ST, SUITE 100, PALO ALTO, CALIFORNIA 94301 U.S.A. 代表者 MANAGER, GEN ISAYAMA
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	親引け先は当社株式 962,000 株を保有しております。
	人事関係	親引け先は当社社外取締役である伊佐山元が General Partner & CEO を務める World Innovation Lab が設置したベンチャー投資ファンドであります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由	持株比率の向上によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、2,439,000 株を上限として、2024 年 3 月 14 日（売出価格決定日）に決定される予定です。）	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
g. 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

a. 親引け先の概要	名称	SUZUKI GLOBAL VENTURES, L.P.
	所在地	636 WAVERLEY ST, SUITE 100, PALO ALTO, CALIFORNIA 94301 U.S.A.
	組成目的	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	業務執行組員又はこれに類する者	名称 SUZUKI GLOBAL VENTURES GP, L.P. 所在地 636 WAVERLEY ST, SUITE 100, PALO ALTO, CALIFORNIA 94301 U.S.A. 代表者 MANAGING DIRECTOR, GEN ISAYAMA

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
d. 親引けしようとする株式の数		未定（引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、914,600株を上限として、2024年3月14日（売出価格決定日）に決定される予定です。）
e. 株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組合員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(2) 株券等の譲渡制限

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）は親引け予定先から売付ける株式数を対象として、株式受渡期日（当日を含む。）後180日目の2024年9月21日までの期間（以下「本確約期間」という。）継続して所有すること等の確約を書面により取り付けます。本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。共同主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（2024年3月6日）に決定される予定の発行価格と同一となります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己 株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の 割合(%)	公募による募集株式 発行及び引受人の買 取引受による売出し 後の所有株式数(株)	公募による 募集株式発 行及び引受 人の買取引 受による売 出し後の株 式（自己株 式を除く。） の総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
KDDI 株式会社	東京都新宿区西 新宿二丁目3番 2号	25,272,609	58.22	19,201,109	39.88
WiL Ventures III, L.P. (常任代理人 株式会社 WiL)	636 WAVERLEY ST, SUITE 100, PALO ALTO, CALIFORNIA 94301 U. S. A. (東京都港区虎 ノ門一丁目17番 1号)	962,400	2.22	3,401,400	7.07
玉川 憲	東京都世田谷区	3,342,000 (462,000)	7.70 (1.06)	3,342,000 (462,000)	6.94 (0.96)
船渡 大地	英国ロンドン市	3,306,000 (426,000)	7.62 (0.98)	3,306,000 (426,000)	6.87 (0.88)
安川 健太	米国フロリダ州 ナポリ	2,286,000 (606,000)	5.27 (1.40)	2,286,000 (606,000)	4.75 (1.26)
アセットマネジ メント One 株式 会社	東京都千代田区 丸の内一丁目8 番2号 鉄鋼ビ ルディング	-	-	1,219,500	2.53
セコム株式会社	東京都渋谷区神 宮前一丁目5番 1号	962,400	2.22	962,400	2.00
ソースネクスト 株式会社	東京都港区東新 橋一丁目5番2 号	962,400	2.22	962,400	2.00
ソニーグループ 株式会社	東京都港区港南 一丁目7番1号	962,400	2.22	962,400	2.00

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

日本瓦斯株式会社	東京都渋谷区 代々木四丁目 31 番 8 号	962,400	2.22	962,400	2.00
株式会社日立製作所	東京都品川区南 大井六丁目 27 番 18 号	962,400	2.22	962,400	2.00
計	-	39,981,009 (1,494,000)	92.11 (3.44)	37,568,009 (1,494,000)	78.04 (3.10)

- (注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2024年2月20日現在のものであります。
2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2024年2月20日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け（アセットマネジメント One 株式会社 が運用を行うファンド（DIAM 新興市場日本株ファンド、DIAM 新興企業日本株ファンド、DIAM 新興企業日本株オープン米ドル型、未来変革日本株ファンド、日本厳選中小型株ファンド、新興企業日本株ファンド（資産成長型）及び DIAM 成長株オープン・マザーファンド）合計 1,219,500 株、WiL Ventures III, L.P. 2,439,000 株及び SUZUKI GLOBAL VENTURES, L.P. 914,600 株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。
4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 4,733,800株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 6,071,500株
② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限1,620,700株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2024年3月7日(木曜日)から
2024年3月13日(水曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2024年3月14日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2024年3月15日(金曜日)から
2024年3月21日(木曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2024年3月25日(月曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2024年3月26日(火曜日) |

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が1,620,700株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるKDDI株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2024年2月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式1,620,700株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2024年3月26日(上場日)から2024年4月19日までの間、大和証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社は、大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。

2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である KDDI 株式会社、当社株主であるセコム株式会社、ソニーグループ株式会社、日本瓦斯株式会社、株式会社日立製作所、ソースネクスト株式会社及び WiL Ventures III, L.P.、当社株主かつ新株予約権者である玉川 憲、舩渡 大地及び安川 健太並びに当社新株予約権者である五十嵐 知子及び入山 章栄は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2024 年 9 月 21 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024 年 2 月 20 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は上記ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、当社と当社株主であるセコム株式会社、ソースネクスト株式会社、ソニーグループ株式会社、日本瓦斯株式会社、株式会社日立製作所及び WiL Ventures III, L.P. の間でそれぞれ締結された基本合意書において、当社株式を初めて取得した日から 5 年の間、当社株式の保有を継続することを定めております。ただし、当社及び当該当社株主が別途合意する場合はこの限りではなく、当該当社株主は当社株式を第三者に売却できるものとしております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定していません。